

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 身体障害者手帳交付のための診断をする
医師の指定及び辞退

障害福祉課

○ 指定居宅介護支援事業者の指定

長寿社会課

○ 保安林の指定

治山課

○ 道路の区域変更

道路整備課

○ 道路の供用開始

〃

○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定

防災砂防課

【公告】

○ 特定非営利活動法人の設立認証の申請

県民生活交通課

○ 農用地利用配分計画の認可の申請

農村振興課

○ 所在地不明の建設業者

監理課

○ 公共測量の実施

〃

【海区漁業調整委員会】

○ 広島・岡山連合海区漁業調整委員会の開催

海区漁業調整委員

○ 催

○ 岡山・兵庫県瀬戸内海連合海区漁業調整委員会の開催

〃

○ 催

○ 岡山・香川連合海区漁業調整委員会の開催

〃

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第五十号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する身体障害者手帳の交付のための診断をする医師を平成二十七年一月二十日次のとおり指定した。
また、同項の指定を受けた次の医師について、身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十七年二月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定した医師

指定医師名 診療科目 医療機関の名称

池田悦子 心臓 津山中央病院 所在地

塩田知己 肢体不自由、音声・言語・そしゃく 高梁中央病院 高梁市南町五三

溝口博喜 肢体不自由、心臓、腎臓、呼吸器、小腸 菅病院 井原市井原町一二四

佐能昭 肢体不自由、聴覚・平衡、音声・言語・そしゃく 赤磐医師会病院 赤磐市下市一八七一一

二 指定を辞退した医師

指定医師名 診療科目 医療機関の名称

菅嘉彦 肢体不自由、心臓、腎臓、呼吸器、小腸 菅病院 井原市井原町一二四

平成27年2月3日 岡山県公報 第11657号

◎岡山県告示第五十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成二十七年二月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

美湯の里居宅介護支援事業所

2 所在地

岡山県苫田郡鏡野町奥津川西二四四―二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社J・C・l・a・s・s

2 所在地

岡山県苫田郡鏡野町奥津川西二四四―二

三 指定年月日

平成二十七年二月一日

四 介護保険事業所番号

三三七三五〇〇四五七

五 サービスの種類

居宅介護支援

◎岡山県告示第五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成二十七年二月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林の所在場所

総社市小寺字西ノ奥一五五二の一八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び総社市役所に備え置いて縦覧に供する。）

平成27年2月3日 岡山県公報 第11657号

◎岡山県告示第五十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三三三号
- 三 道路の区域

| 区 | 域 | 新旧別 | 幅員 | 延長 |
|--------------------|---|-----|-------|-------|
| 高梁市巨瀬町字谷一三九番一地先から | | 新 | 一四・〇〇 | 二〇六・五 |
| 高梁市巨瀬町字下山一五二番一地先まで | | 旧 | 一四・〇〇 | 二〇六・五 |
| 高梁市巨瀬町字下山一五二番一地先まで | | 旧 | 三〇・五 | 二〇六・五 |

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 新見多里線
- 三 道路の区域

| 区 | 域 | 新旧別 | 幅員 | 延長 |
|-----------------------|---|-----|-------|--------|
| 新見市神郷釜村字三ヶ市一七〇五番五地先から | | 新 | 一〇・〇〇 | 一一・二・五 |

平成27年2月3日 岡山県公報 第11657号

一 道路の種類 県道
 二 路線名 布賀油木線
 三 道路の区域

| | | | |
|----------------------------|---|------|--------|
| 新見市神郷釜村字ホソダ谷一二九八番一 地先まで | | 三〇・〇 | |
| 新見市神郷釜村字三ケ市一七〇五番五地 先から | 旧 | 三・六〇 | |
| 新見市神郷釜村字ホソダ谷一二九八番一 地先まで | | 一六・〇 | 一一・二・五 |

一 道路の種類 県道
 二 路線名 上大竹高山線
 三 道路の区域

| | | | |
|----------------------------|---|------|------|
| 高梁市備中町平川字於ケ迫六八五六番一 地先から | 新 | 九・〇〇 | 三二・五 |
| 高梁市備中町平川字向畑六八八〇番一 地先から | 旧 | 五・〇〇 | 三二・五 |
| 高梁市備中町平川字向畑六八八〇番一 地先まで | | 二二・〇 | |

平成27年2月3日 岡山県公報 第11657号

◎岡山県告示第五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

| 道路の種類 | 路線名 | 区間 | 供用開始年月日 |
|-------|--------|--|----------------|
| 一般国道 | 三二三号 | 高梁市巨瀬町字谷一三九番一地先から 高梁市巨瀬町字下山一五二番一地先まで | 平成二十七年 二月三日 |
| 県道 | 新見多里線 | 新見市神郷釜村字三ヶ市一七〇五番五地先から 新見市神郷釜村字ホソダ谷一二九八番一地先まで | |
| | 布賀油木線 | 高梁市備中町平川字於ヶ迫六八五六番一地先から 高梁市備中町平川字向畑六八八〇番一地先まで | |
| | 上大竹高山線 | 高梁市川上町上大竹字シヤヲ六六三番三地先から 高梁市川上町上大竹字シヤヲ六六九番一地先まで | |

平成27年2月3日 岡山県公報 第11657号

◎岡山県告示第五十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の地区を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図書は、岡山県土木部防災砂防課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年二月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

玉島八島島地区

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた区域

| | |
|-----------------------|----------------|
| 岡山県倉敷市大字玉島八島字神道山五七二番一 | 一号、二号、十五号及び十六号 |
| 〃 | 十六号 |
| 〃 | 三号 |
| 〃 | 四号及び五号 |
| 〃 | 六号及び七号 |
| 〃 | 八号から十号まで |
| 〃 | 十一号 |
| 〃 | 十二号 |
| 〃 | 十三号 |
| 〃 | 十四号 |
| 〃 | 五七一番 |
| 〃 | 五八一番 |
| 〃 | 五八七番一 |
| 〃 | 字山手屋五九〇番一 |
| 〃 | 字向山下五五九番 |
| 〃 | 五六〇番 |
| 〃 | 五六五番 |
| 〃 | 五六九番 |

〔三八〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成二十七年二月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十七年一月二十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人おかもまさスポーツクラブ虹

三 代表者の氏名

西井 保行

四 主たる事務所の所在地

笠岡市大井南一七〇番地

五 定款に記載された目的

この法人は、市民へ向けたスポーツの指導により、日本のスポーツ界の技術向上に寄与することを目的とする。また、体を動かすことを楽しむことで市民の健康の維持及び向上に努め、なおかつ、スポーツの中で世代を超えてふれ合うことで子どもたちの精神的な成長及び豊かな高齢化社会の創造を促し、さらに、性別を問わないスポーツのプレーの場、指導の場を提供することにより、市民の男女共同参画社会への意識を育てることを目的とする。

平成27年2月3日 岡山県公報 第11657号

| | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------|------------------------------|---------------------------|--------------------------|-----------------------------|----------------------|--------------------------|---------------------------|----------------------|--|----------------------------|-----------------------------|--------------------------|-------|
| 農事組合法人 中営農組合 | 株式会社石井 農園 | 山下 國弘 | 横田 敏夫 | 横田 憲司 | 谷村 剛嗣 | 小林 豊 | 赤木 邦彦 | 森尾 昭二 | 有 限 会 社 ダ イ ナ ミ ツ ク | 松田 淳次 | 農事組合法人 大明神組合 | 有限会社吉備 高原ファーム | |
| 小田郡矢掛町中五〇〇 | 加賀郡吉備中央町湯山二 九六四―二 | 加賀郡吉備中央町竹荘一 八三二 | 加賀郡吉備中央町竹荘一 九一五 | 加賀郡吉備中央町竹荘一 七九一 | 加賀郡吉備中央町竹荘一 六二二―三 | 加賀郡吉備中央町上田西 五一三―五 | 加賀郡吉備中央町上田西 一〇六六 | 加賀郡吉備中央町竹荘二 〇八〇―二 | 加賀郡吉備中央町黒土八 六九―五 | 加賀郡吉備中央町上竹一 一五九 | 加賀郡吉備中央町吉川二 六九三 | 加賀郡吉備中央町田土六 四二 | 三七六―七 |
| 筆 小田郡矢掛町中字山崎一七二三―一他二 | 加賀郡吉備中央町湯山字堂ノ奥二五八六 ―二他七三筆 | 加賀郡吉備中央町上竹字平岩七二四―二 他三筆 | 加賀郡吉備中央町竹荘字鍋土一五六七他 二筆 | 加賀郡吉備中央町竹荘字松尾田一七六二 ―四他二筆 | 加賀郡吉備中央町上竹字カナゴ四一五六 | 加賀郡吉備中央町上田東字土井一九三他 三筆 | 加賀郡吉備中央町円城字下谷三八七―一 他九筆 | 加賀郡吉備中央町竹荘字正田二八他二筆 | 加賀郡吉備中央町黒土字光岩一八四一他 二筆 | 加賀郡吉備中央町上竹字スケモリ一七二 三他二筆 | 加賀郡吉備中央町吉川字才ノ谷二四三一 ―一他七筆 | 加賀郡吉備中央町田土字堂免二一七八― 二七 | 一他六筆 |

平成27年2月3日 岡山県公報 第11657号

| | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------|------------------|--------------------|-----------------|-----------------|------------------|--------------------|--------------------------|---------------------------|-------------------------|--------------------------|--------------------------|------------------|---------------------------|
| 山岡 伸行 | 馬場壽恵男 | 柴田 恒男 | 庄司 俊之 | 赤石 真之 | 池原 勝彦 | 安藤 正樹 | 農事組合法人 中島西宮農組 合 | 岡部 正則 | 森淵 誠 | 森淵 竜二 | 株式会社ライ スクロップ長 尾 | 農事組合法人 久常宮農組合 | 農事組合法人 矢掛スマート アグリ |
| 真庭市蒜山別所六七四一 | 真庭市三崎五一 | 真庭市赤野七〇七 | 真庭市多田七二一四 | 真庭市中島二七八 | 久米郡美咲町東埴和三〇 六 | 勝田郡奈義町中島西九八 四一 | 勝田郡奈義町中島西一一 六三 | 勝田郡奈義町中島西二一 〇一一 | 勝田郡奈義町小坂三二三 | 勝田郡奈義町高円一七七 五 | 勝田郡奈義町柿三九九 | 勝田郡奈義町久常三八一 一 | 小田郡矢掛町里山田一七 八三一 |
| 真庭市蒜山別所字大此六九他五筆 | 真庭市三崎字中河原五〇八一他三筆 | 真庭市中河内字御神ケ市二九五〇他二筆 | 真庭市大庭字大坪七九七一他三筆 | 真庭市大庭字大坪七六八一他二筆 | 真庭市吉字池尻三五九〇一他一筆 | 勝田郡奈義町中島西字竹ヶ坪五四七一二 | 勝田郡奈義町中島西字堂ノ前五〇五他一 三筆 | 勝田郡奈義町中島西字下原田六二三一六 他四筆 | 勝田郡奈義町小坂字向畑二六七一一他六 筆 | 勝田郡奈義町関本字本田一五三四一一他 一筆 | 勝田郡奈義町成松字花ケ市一五二一一他 四筆 | 勝田郡奈義町柿字柳ヶ坪五二七 | 小田郡矢掛町里山田字敷田二八一六一一 他五筆 |

平成27年2月3日 岡山県公報 第11657号

| | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|---|--|--|--|--|---|--|---|--|---|---|
| 草 地 勝 憲 | 草 苧 良 明 | 桑 元 英 昭 | 菅 尾 芳 郎 | 菅 尾 征 司 | 梶 谷 玉 廣 | 越 尾 光 雄 | 農 事 組 合 法 人 長 藤 農 場 | 井 上 龍 一 | 株 式 会 社 フ ア ー ム 登 美 | 農 事 組 合 法 人 上 合 地 | 山 崎 泰 則 | 農 事 組 合 法 人 ひ ら 田 宮 農 | |
| 二 久 米 郡 美 咲 町 江 与 味 一 〇 | 一 久 米 郡 美 咲 町 百 々 九 二 一 | 一 七 久 米 郡 美 咲 町 越 尾 七 八 八 | 一 一 四 久 米 郡 美 咲 町 越 尾 一 一 一 | 一 一 久 米 郡 美 咲 町 越 尾 八 二 六 | 五 久 米 郡 美 咲 町 打 穴 西 二 八 | 一 久 米 郡 美 咲 町 越 尾 一 一 六 | 苦 田 郡 鏡 野 町 長 藤 一 七 二 | 二 苦 田 郡 鏡 野 町 下 原 一 〇 七 | 五 一 一 苦 田 郡 鏡 野 町 富 西 谷 一 二 | 真 庭 市 下 皆 部 一 九 一 三 | 真 庭 市 上 水 田 五 四 六 一 | 真 庭 市 上 水 田 二 九 一 二 | 一 |
| 一 筆 久 米 郡 美 咲 町 江 与 味 字 西 河 内 一 五 六 〇 他 | 久 米 郡 美 咲 町 百 々 字 荒 堀 三 三 二 一 二 | 久 米 郡 美 咲 町 越 尾 字 鶴 ヶ 坪 三 四 九 六 | 一 筆 久 米 郡 美 咲 町 越 尾 字 京 伝 一 一 二 四 一 他 | 久 米 郡 美 咲 町 越 尾 字 神 尾 八 〇 七 | 久 米 郡 美 咲 町 打 穴 上 字 菰 池 七 一 一 他 七 筆 | 久 米 郡 美 咲 町 原 田 字 竹 成 一 〇 四 四 他 二 筆 | 四 他 二 筆 苦 田 郡 鏡 野 町 奥 津 川 西 字 土 路 江 九 一 八 一 | 三 筆 苦 田 郡 鏡 野 町 下 原 字 東 田 一 四 一 〇 一 他 | 二 筆 苦 田 郡 鏡 野 町 富 西 谷 字 白 力 五 七 〇 一 三 他 | 真 庭 市 下 皆 部 字 石 橋 一 五 九 〇 | 真 庭 市 上 水 田 字 又 丸 三 七 三 五 他 三 筆 | 筆 真 庭 市 上 水 田 字 南 ヶ 市 二 五 〇 五 一 一 他 二 | |

平成27年2月3日 岡山県公報 第11657号

松原 一好

一 久米郡美咲町小山一二四

筆 久米郡美咲町小山字前一〇一六一他四

二 縦覧の期間

平成二十七年二月三日から同月十七日まで

三 縦覧の場所

岡山県農林水産部農村振興課及び各県民局農林水産事業部農業振興課

四 申請年月日

平成二十七年一月二十二日

平成27年2月3日 岡山県公報 第11657号

〔四〇〕 次の建設業者の営業所の所在地を確知できないので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定により、次のとおり公告する。なお、この公告の日から三十日を経過しても当該建設業者からその所在地の申出がないときは、当該建設業者の許可を取り消すことがある。

平成二十七年二月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 商号又は名称 有限会社ペイントビルズ・イシイ
- 二 代表者の氏名 石居 祐二
- 三 主たる営業所の所在地 高梁市横町一五四九
- 四 許可番号 岡山県知事許可（般一ニ）第一八八九〇号
- 五 許可年月日 平成二十二年五月二十八日

平成27年2月3日 岡山県公報 第11657号

〔四一〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、玉野市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成二十七年二月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

| | |
|-------|-----------------------------|
| 測量区域 | 玉野市宇野、胸上、梶岡、西田井地、東田井地地区 |
| 測量の種類 | 公共測量（地図作成業務） |
| 測量期間 | 平成二十七年一月十九日から 同年三月三十一日まで |

◎岡山・香川連合海区漁業調整委員会公示第一号

岡山・香川連合海区漁業調整委員会事務規程第五条第一項の規定により、第五十四回岡山・香川連合海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

平成二十七年二月三日

岡山・香川連合海区漁業調整委員会

会長 奥野雄二

一 日時 平成二十七年二月二十六日（木）

午後二時から

二 場所 岡山市北区下石井二丁目六番四一号

ピュアリテイまきび

TEL（〇八六）二三二一〇五一

三 議題

第一号議案 平成二十七年における各種漁業の入会調整について

平成27年2月3日 岡山県公報 第11657号

◎岡山・兵庫県瀬戸内海連合海区漁業調整委員会公示第一号

岡山・兵庫県瀬戸内海連合海区漁業調整委員会事務規程第七条第一項の規定により、第五十五回岡山・兵庫県瀬戸内海連合海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

平成二十七年二月三日

岡山・兵庫県瀬戸内海連合海区漁業調整委員会

会 長 奥 野 雄 二

一 日時 平成二十七年二月十二日（木）

午後二時から

二 場所 岡山市北区下石井二丁目六番四一号

ピュアリテイまきび

TEL（〇八六）二三二一〇五一

三 議題

第一号議案 平成二十七年度における各種漁業の入会調整について

第二号議案 会長及び会長代理の任期満了に伴う改選について

平成27年2月3日 岡山県公報 第11657号

◎広島・岡山連合海区漁業調整委員会公示第一号

広島・岡山連合海区漁業調整委員会事務規程第六条第一項の規定により、第六十回広島・岡山連合海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

平成二十七年二月三日

広島・岡山連合海区漁業調整委員会

会長 奥野 雄二

一 日時 平成二十七年二月十日（火）

午後二時から

二 場所 笠岡市五番町六番二〇号

笠岡グランドホテル

TEL（〇八六五）六三一〇一一

三 議題

第一号議案 平成二十七年における各種漁業の入会調整について

第二号議案 緩衝海域に関する協定について